第三十二条第一項第二号ロ中「き裂」を「亀裂」に、同項第九号中「以下同じ。」を削る。

第三十三条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三十三条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第三十四条の二第二項第一号及び第三十五条の二の二第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第三十五条の六第三項、第三十五条の七第三項及び第三十五条の十第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第三十五条の十四中「の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第三十五条の十六中「以下」を削り、同条第三号中「遮へい機能」を「遮蔽機能」に改め、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十九条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十条の見出し及び第十五条第一項第一号中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「法第四十三条の三の五第二項第五号」を「同項第五号」に、「法第四十三条の三の五第二項第九号」を「同項第九号」に改める。

第六条第二号中「同項第二号ト⑵」を「同号ト⑵」に、「同項第二号ト⑶」を「同号ト⑶」に改める。

第二十一条及び第三十条中「当該申請に係る」を削る。

第五十九条第二項中「法第四十三条の三の八第四項」を「同条第四項」に、「法第四十三条の三の八第五項」を「同条第五項」に改める。

第六十二条第一項の表第四号ハ中「充てん」を「充塡」に改め、同表第五号チ中「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第七十四条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第七十六条第一項第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第七十九条の見出し中「内部溢水」を「内部溢水（いつ）」に改め、同条中「溢水（」を「溢水（いつ）（」に、「内部溢水」を「内部溢水（いつ）」に改める。

第八十二条第六号中「以下」を削り、「第百二十九条第五号」を「同条第五号」に改める。

第八十五条第九号ハ中「ふた」を「蓋」に改める。

第八十六条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第八十七条第一項第二十一号及び第三項第十八号中「内部溢水」を「内部溢水（いつ）」に改める。

第八十八条第二項第二号中「取り出し」を「取出し」に改める。

第八十九条第二項第八号中「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に改める。

第九十四条の四第一項中「当該評価」を「当該安全性向上評価」に、「安全性向上評価」に改める。

第九十四条の五第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第九十四条の六第一号ロ中「第四十三条の三の二十四」を「第四十三条の三の二十四第一項」に改める。

第九十四条の七中「法第四十三条の三の二十九第三項」を「同条第三項」に改める。

第百十二条第一項第四号中「第九号」を「第十一号」に改める。

第百二十三条第一号ロ中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第百二十九条中「以下次条」を「次条」に改め、同条第九号中「この項」を「この条」に改め、同条第十号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第百三十条第二号中「なわ」を「縄」に改める。

別表第一の二の㈡の5の下欄の1中「堰」を「堰（せき）」に改め、同表の二の㈡の8の⑵の中欄の5中「第二十七条の表第十三号」を「第二十七条第三項の表第十三号」に改める。

別表第二中「、第十八条」を削り、同表の各発電用原子炉施設に共通の下欄中「溢水防護」を「溢水（いつ）防護」に改め、同表の放射性廃棄物の廃棄施設の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の3中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十一条　加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条第二項中「省令」を「規則」に改め、同項第七号ロ中「六ふつ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改める。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改める。

（特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部改正）

第二十二条　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号ロ及び第三項第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

（核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正）

第二十三条　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「次条において」を「以下」に改める。

第二条第四号中「六ふつ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改め、同条第六号イ及び第七号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第三条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改め、同条第二項第二号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第四条第一項第一号及び第三号中「核燃料物質の」を削る。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第二十四条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第二条第一項第二号ニ⑶を次のように改める。

⑶　最大受入能力

第二条第二項第二号ロ中「予定受払い量」を「予定受払量」に改める。

第三条第二項第二号ロ中「予定受入れ量」を「予定受払量」に改める。

第六条中「法第四十三条の八第一項」を「同条第一項」に、「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。